

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次とおり公告します。

平成22年2月2日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

高速鉄道烏丸線 放送設備更新工事

(2) 工事場所

姉小路総合指令所、烏丸線各駅

(3) 工事概要

本工事は、高速鉄道烏丸線放送設備の老朽化に伴い放送装置の更新を行い、
旅客案内サービス及び機器信頼性の向上を行うものである。

(更新機器)

自動案内放送中央装置 1台

自動案内放送駅装置 15台

広指向性天井埋込スピーカー 708台

天井埋込型スピーカー 465台

ワイドホーンスピーカー 211台

壁掛型スピーカー 80台

狭指向性天井吊下スピーカー 52台

壁埋込型スピーカー 79台

(4) 工期

契約締結後から平成23年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

平成21年度については、請負代金の4割を超えない範囲内で支払うこととする。平成22年度についてはなし。

イ 部分払

なし

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者に対して設計図書を交付し、入札を行う。

(4) 本件入札は、原則として京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者の名義のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）

第11条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市交通局企画総務部財務課に設置する入札端末機（規程第11条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」

という。)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出する日において、現に規程第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者(以下「登録業者」という。)であって、申請書を提出した日((1)にあっては、提出の日から一般競争入札参加資格確認の日までの間)において次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 本件入札に係る申請書の提出期限から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市交通局競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 建設業法に基づく電気通信工事業の許可を有すること。
- (3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。以下同じ。)における「電気通信」の総合評定値が900点以上あること。
- (4) 平成11年度以降に完成済みの工事であって、公営交通、民営鉄道及びJRにおける本件と同様の放送設備更新工事を単独又は共同企業体の代表者若しくは構成員(いずれも元請)として、施工した実績を有していること。
- (5) 建設業法の電気通信工事業に係る監理技術者(平成16年3月1日以降に監理技術証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し、監理技術者講習終了証の発行を受けている者に限る。)又は主任技術者を工事現場に専任で1名以上配置し得ること。
なお、配置予定の技術者については常勤の自社社員であり、かつ本件入札参加

資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めない。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（用紙交付）

イ 添付書類

（ア）建設業許可証明書（電気通信工事業）の写し

（イ）直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（入札予定日において有効なものに限る。）をA4版の大きさにコピーして提出すること。

（ウ）施工実績調書（用紙交付）

3(4)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

（エ）技術者配置予定調書（用紙交付）

3(5)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る書類（監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写し）を添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

（オ）委任状

代表者（又は本局に届出済みの受任者）以外の代理人名で申請書を提出す

る場合に提出すること。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

(電話 075-863-5095)

(イ) 期間

公告の日から平成22年2月16日（火）まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

京都市交通局ホームページにおいて、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票として印刷し、使用すること。ホームページのアドレスは下記のとおり。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

(3) 申請書等の提出方法

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）に必要事項を入力のうえ、4(1)イ(ア)～(エ)に掲げる書類をワード、エクセル(Office2000で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe

Reader8.0で扱えること。)にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

また、申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、資格確認通知後速やかに、4(2)ア(ア)の場所で、本件工事の設計図書の交付を受けること。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

「一般競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

ウ 通知予定日

平成22年2月19日(金)

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

(ア) 本件入札参加資格確認において、入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成22年2月23日(火)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

(イ) 管理者は、(ア)による説明を求められたときは、平成22年2月26日

(金) までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格を有すると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は4（4）による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規程第2条第1項に定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。
- (4) その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

6 設計図書等に対する質問及び回答期限

- (1) 設計図書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項を記載した書面を、平成22年2月23日（火）午後5時までに、持参により4（2）ア（ア）の場所に提出しなければならない。
- (2) 管理者は、（1）による質問を受けたときは、平成22年2月26日（金）までに、質問に対する回答書を、4（2）ア（ア）の場所において閲覧に供するものとする。

7 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2（4）に示した方法により入札すること。
- (2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4（2）ア（イ）に定める期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者は、インターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4（2）アの場所及び期間内に4（1）の申請書等を別途提出し、入札参加資格を有すると認められた者に限る。）が入札期間の最終日の1日前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を利用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

（3）端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の最終日の1日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入れること。

（4）落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

（5）入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。

（6）落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、落札決定を保留し、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者と契約を行わないことがある。

（7）（6）のただし書きに当てはまる場合、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者はすべて、同制度に基づく調査に必要な書類について、3月9日（火）の

午後 5 時までに提出するものとする。

(8) 本件入札において、3 の参加資格が有ると認められた者が二以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）, 予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準額を入札の前に公表するが、3 の参加資格が有ると認められた者が一者であるときは、入札の前に予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準額の公表は行わない。

(9) 本件入札の予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準額の公表した場合において、入札者が一者となった場合は、京都市交通局契約規程第 14 条第 2 項に基づき本件入札を取り消す。

8 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成 22 年 3 月 1 日(月), 3 月 2 日(火), 3 月 3 日(水)の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後 1 時までを除く。

(2) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、商号（法人にあっては名称）並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえで、ワード、エクセル（office2000 で扱えること。）又は PDF ファイル（Adobe Reader8.0 で扱えること。）にして添付すること。

なお、添付する容量が 1 MB を超える場合は、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、商号（法人にあっては名称）並びに代表者の役職・氏名（受任者のある場合は受任者の役職・氏名）を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、商号（法人にあっては名称）

を記載して、入札期間の終了までに4（2）ア（ア）の場所に持参又は書留郵便で必着させること。ただし持参又は郵送する場合はその旨を記載したファイルを添付した入札書の提出（インターネットを通じてシステムに到達させること。）が必要となる。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、商号（法人にあっては名称）並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、開札日、商号（法人にあっては名称）を記載して、入札期間の終了までに4（2）ア（ア）の場所に持参又は書留郵便で必着させること。

（3）上記（2）の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

（4）開札日時

平成22年3月4日（木）午前11時30分から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札した旨を次のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

（5）落札者以外の入札者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成22年3月5日（金）から3月8日（月）の午前9時から午後5時まで（た

だし、休日を除く。) の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかつた理由について書面による説明を求める場合は、平成22年3月8日(月)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所にまで持参し提出すること。

(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成22年3月4日(木)午後1時から4(2)ア(ア)の場所において閲覧に供するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行つた場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規程第7条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問い合わせ先 4 (2) ア(ア)に同じ。

(5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(交通局企画総務部財務課)